

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準とすること」を 長野県知事に求める請願書

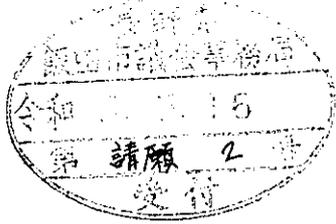
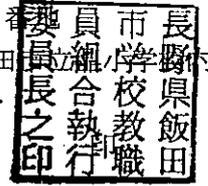
2023年5月16日

飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

請願人(住所)長野県飯田市鼎中平2472番
飯田市長執行印

(団体)長野県飯田市学校教職員組合

代表者名 榎原 研太



紹介議員

福澤 克憲



印

<請願事項>

2024年度長野県の予算編成について、以下の内容の意見書を長野県知事・長野県議会議長あてに提出していただきたい。

1. 現在近隣県と比較して低い水準にある、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、都市部との格差（相対的へき地性）がますます拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を考慮し、検討を行うこと。

<請願理由>

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給されています。一方で長野県の支給率は大変低く、過去の8分の1に過ぎない状況から、現在では地域手当の一律1.7%分を加え基準の3分の1程度まで回復しているものの、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は2022年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。

私たちは、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが喫緊の課題であると考えます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準とすること」を 求める意見書(案)

2023年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様
県議会議長 様

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給されています。一方で長野県の支給率は大変低く、過去の8分の1に過ぎない状況から、現在では地域手当の一律1.7%分を加え基準の3分の1程度まで回復しているものの、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きていると認識しています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は2022年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。

飯田市議会議会議長

印

記

1. 現在近隣県と比較して低い水準にある、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、都市部との格差（相対的へき地性）がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を考慮し、検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和5年第2回定例会 社会文教委員会 期日：令和5年6月16日 場所：第1委員会室

(2) 令和5年請願第2号(新規)

ア 要旨

県に対し、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準とすること」を求める意見書を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市鼎中平2472番地 飯田市立鼎小学校内

長野県飯田市学校教職員組合 執行委員長 榊原研太氏

ウ 紹介議員 福澤克憲議員

○委員長(永井一英君) 質疑がないものと認め、請願第1号に関する質疑を終了いたします。

福澤議員におかれましては、引き続き令和5年請願第2号に関し説明をお願いします。

○委員外議員(福澤克憲君) それでは、請願第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準とすること」を長野県知事に求める請願書について説明をさせていただきます。

本請願については、令和4年度においては陳情として提出をされまして、飯田市議会として趣旨採択したのになりますけれども、今回提出した内容につきましては、単なる給料や手当に関わる労使協議事項ではなく、現在の状況を客観的な判断の下検証し、飯田市議会としても長野県知事に必要性を訴える必要があると感じまして請願として提出したのになります。

請願事項としましては、現在近隣県と比較して低い水準にある僻地手当及び僻地手当に準じる手当の支給率について、教育機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、都市部との格差が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を考慮し検討を行うことの1点になります。

まず、僻地手当、僻地学校の指定についてちょっと説明をさせていただきますと、要素というものがございまして、例えば学校から医療機関の距離、駅や停留所までの距離など、分かりやすく言えば不便さの部分の測る点数を算定しまして、45点以上の学校が指定をされ、点数に応じて級が定められております。飯田市においては、上村小学校が2級、和田小学校、遠山中学校在1級、千代小学校、千栄小学校、竜東中学校が準じる学校というふうにされまして、全部で6校が指定をされております。

先ほど申し上げました近隣県と比較してどのくらい低い水準にあるかということをお知らせ申し上げますと、例えば今出しました上村小学校の2級の僻地手当というのは、本来の国の基準は12%の支給となります。長野県は地域手当の1.7を足して合わせても3.7%という数字になりまして、3分の1を切っている状態でございます。このことは、実は全国の47都道府県のうち3分の1程度となっている。一番低い水準になっている県は、長野県と鳥取県の2県のみという状態になっておりまして、この低い水準にあることが請願理由の文書の記述にあるように長野県の教員不足、近況、近くでは賃金格差から隣県への人材流出が既に起きている状態につながっているとのございました。

また文書内にありますが、県の人事委員会は2022年10月に職員の給与等に関する報告において、現在近隣県と比較して低い水準にある僻地手当や僻地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要と初めて言及している状況でございまして、客観的にもこのことは判断をされているところでございます。

そして、長野県の僻地校、今度は県内のことを申し上げますと全体で42校でございます。そのうちの21校、半分が飯田下伊那地域の学校となっております、この飯田下伊那地域の声として県に届けていく必要性を感じたところでございます。

以上のことから、僻地手当支給率を近隣県並みの水準とすることを長野県知事に求めることが飯田市議会としても必要なことと感じ、紹介議員とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（永井一英君） ありがとうございます。

請願第2号に関し紹介議員の説明が終わりました。

これよりただいまの説明に関する質疑を行います。

委員の皆さんから質疑はございますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木博子君） 分かる範囲で教えていただきたいんですけど、なぜ近隣に比べて長野県だけ水準が低いんでしょうか。

○委員長（永井一英君） 福澤議員。

○委員外議員（福澤克憲君） こちらは、実は昨年度の元原稿にもあるんですけども、もともとは政治的な判断がございまして、過去の知事が就任をしたときに僻地手当、マックスは20%とかあるんですが、それを1%まで下げたという経過がございまして。その部分をずっと労使の協議によって上げてはきているんですけども、全体の先ほど申し上げた全国の鳥取県と長野県だけが3分の1程度になっていまして、そのほかはちょっとここから見えるか分かりませんが、この黒塗りの部分がちょっと小さいですね、全て要は国基準になっているんです。分かりやすく言いますと長野県の周りは全て国基準になっていまして、長野県だけ取り残されているという状態であります。

○委員長（永井一英君） 佐々木委員。

○委員（佐々木博子君） 政治的判断であって合理的判断だったわけじゃないということなんじゃないかな。

○委員長（永井一英君） 福澤議員。

○委員外議員（福澤克憲君） 冒頭申し上げましたけれども、陳情で出されていたときには、給与ですとか手当の分野になりますので、その中で県という部分はありませんけれども、今言っていたように合理的な判断という部分の中で、これは明らかに、その要は県と、近隣と比べて違う、この状況を一番僻地の割合が高い飯田下伊那から、ここはおかしいんじゃないかということを発信していくことが教員不足の部分であるとか、近隣、学校の先生が流れていってしまう、そういった部分を考慮する部分につながるんじゃないかという思いで今回出させていただいています。

○委員長（永井一英君） よろしいですか。

ほかにございますか。

いいですか。よろしいですか。

(挙手する者なし)

- 委員長（永井一英君） それでは、請願第2号に関する質疑を終了いたします。
福澤議員におかれましては、御出席いただきありがとうございました。
それでは、ここで福澤議員が退席するため、暫時休憩といたします。
再開までの間、自席にて各委員は待機してください。
-

- 委員長（永井一英君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。
それでは、一括で扱っておりました請願2件を分離し審査を続行いたします。

(中略)

- 委員長（永井一英君） (略)
続きまして、令和5年請願第2号に対し、委員の皆さんの御発言をお願いいたします。
いかがですか。
佐々木委員。

- 委員（佐々木博子君） 私は採択の立場で発言させていただきます。先ほどちょっと質問させていただいて私自身も調べたんですけども、長野県だけが低い根拠というのがよく分からなくて、そこに合理的根拠があるのであれば納得できるんですけども、そうでないのであれば、やはり子供の可能性を最大化するということを考えたときに、やっぱりそれに対しては教員の方の待遇も必要であると考え、教員の方の待遇をよくするということは子供への投資にもつながってくると私は思うので、この請願に対して私は採択の方向で発言させていただきます。以上です。

- 委員長（永井一英君） 佐々木委員からの発言は採択との意見でございます。
ほかの委員の皆様、御発言ございますか。
市瀬委員。

- 委員（市瀬芳明君） 私も採択の立場で発言させていただきます。
趣旨、理由の中にも教員不足というところ出てきております。先ほどの県のところも少人数学級というところもあったんですが、やっぱり教員不足というところは、今、全国的にも問題にはなってきているんですが、こういった僻地が特に多い長野県ということになると、意見書案の中にもありますが、教職員の年齢構成、バランスなど、そういったものにも、やっぱり生活をしていかなきゃいけないという中では、やっぱり影響があるということもあつたりしますので、そういったところを見た中でいくと、近隣県並みに水準を戻すということが教員不足への対応にもなってくるのではないかなあというふうに思いますので、採択という形にさせていただきたいと思います。

- 委員長（永井一英君） 市瀬委員の発言も採択との趣旨でございました。
ほかはございますか。
清水副委員長。

○副委員長（清水 勇君） 私も採択という立場で発言させていただきますけど、やはりこれは佐々木委員もさっき説明をしましたが、僻地手当というのは前々回の知事とは言いませんが、そのときに一気に下げてこういう結果になってそのままという形で、今までこの文書は元に戻すよというような形になっておりましたが、その项目的な要望書にもですね、きちんとした近隣と比べて非常に長野県は手当が低いと、私この僻地手当、僻地という言葉はあまり好きじゃないんですけど、でもやはり長野県においてはそういうところが、どうしても僻地というところがあるということと、そこに勤める教職員の皆さんは、今は特に原油とか電気とかそういうものの高騰の中でそういった手当が少ないということで、そうするとそういうところへ教職員の皆さんが行くということになったときに、やはり家庭を持っている教職員の皆さんと、まだ家庭を持たない教職員の皆さんが行けるかどうかとか、そういうことも含めたときには、やはり長野県において、こういう広い地域で僻地というところがあって、先ほどの説明のように44校の内の21校が飯田下伊那にあるということは、特に飯田下伊那からこれを県に言って、県として考えてもらわなければならないというのは一番の重要なことじゃないかなあというふうに思っておりますので、私としては、ぜひこのことは上げていって、そういう是正をしてもらいながら、長野県に勤める教職員の皆さんが働きやすく子供たちに対して、やはりいい意味で、生活面も含めていい意味での接触、働きやすい職場環境づくりというのはやっぱり議員としても考えていかなきゃならないと思いますので、ぜひこれについては採択の立場で発言をさせていただきました。

○委員長（永井一英君） 清水副委員長の発言も採択との発言でございました。

ほかに御意見ございますか。

井坪委員。

○委員（井坪 隆君） 採択の方向で考えます。

ただちょっとおかしいなあと思うのは、県の人事委員会がこうした報告をしているのにもかかわらず、県がどう思うかということが一番問題だと思うんですね。地方自治体がこうした請願をするについては、意見書を出すについては全然やぶさかじゃないんですけども、本来は人事委員会がちゃんとした報告を出している以上、県知事ないし副知事ないしは県議会が真摯に受け止めるべきだということを強く申し上げたいと思います。以上です。

○委員長（永井一英君） 井坪委員の発言も採択ということでございました。

ほかにございますか。

よろしいですかね。

（挙手する者なし）

○委員長（永井一英君） 委員の皆さんの意見は採択とする意見でございました。

よって、令和5年請願第2号は採択とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（永井一英君） よって、令和5年請願第2号は採択と決定をいたしました。

（略）